

第 1 条 (用語の定義)

本規定における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用に第 3 条に定める方法により発行される IC カードをいいます。
2. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 2 条第 1 項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）をいいます。
3. 「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金（以下「通行料金」といいます。）の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で通行料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
6. 「会員」とは、auフィナンシャルサービス株式会社（三菱 UFJ ニコス株式会社より ETC システムの利用権を認められたカード会社であり、以下、「当社」といいます。）のカード会員規約（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社所定の方法で入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与等を受けている本会員およびその家族会員をいいます。
7. 「ETC 会員」とは、会員規約および本規定を承認のうえ、当社所定の方法で入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。
8. ETC 会員のうち、会員規約に定める本会員を「ETC 本会員」、家族会員を「ETC 家族会員」といいます。
9. 「本契約」とは、本規定を内容とする当社と ETC 会員との間の契約をいいます。

第 2 条 (名称)

1. 当社が発行する ETC カードの名称は ETC カード（以下「本カード」といいます。）とします。

第 3 条 (本カードの発行・利用)

1. 当社は、本カードを ETC 会員が指定し当社が認めたクレジットカード（本カード入会申込と同時にクレジットカードの入会申込を行った者に対して発行、貸与等されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC 会員に貸与等されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ）に付帯して発行し、貸与します。
2. ETC 会員は、道路事業者が定める ETC 利用可能道路において、本カードを利用することで、

指定カードを利用したものとして、指定カードに係る会員規約に定める決済サービスを受けることができます。

第 4 条（本カードの新規発行手数料）

1. ETC 本会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、入会申込書およびホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会または ETC 会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。

第 5 条（本カードの管理）

1. 本カードの所有権は当社に属し、ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよびカード情報を使用し保管しなければなりません。
2. 本カードは、ETC 会員本人のみが利用でき、他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規定ならびに会員規約を適用し、すべて ETC 会員がその責任を負うものとします。
4. 本カードの有効期限は、指定カードと別に当社が指定する月の末日までとし、本カードの表面に表示します。なお、本カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き ETC 会員として適当と認めた方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

第 6 条（利用可能枠）

1. カードの利用可能枠は、指定カードの利用可能枠と合算して、指定カードに係る会員規約により当社が審査し決定したカード利用可能枠（以下「利用可能枠」といいます。）の範囲内とします。
2. ETC 本会員は、ETC 会員が利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、当然に当該超過分を含めた利用額全額の支払義務を負うものとします。

第 7 条（解約・解除）

1. ETC 会員は本契約を解約する場合、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードをただちに当社に返却するものとします。
2. ETC 会員が指定カードを退会し、または指定カードの会員資格を喪失した場合は、当然に本契約も解約となり、当該 ETC 会員に貸与された本カードは当然に失効します。なお、この場合、当該 ETC 会員に係る家族会員に貸与されている本カードも同様に当然に失効します。この場合、ETC 会員は、本カードについて別途当社所定の解約手続きを行う必要はありませんが、解約後本カードをただちに当社に返却するものとします。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC 会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。

(1) ETC 会員が当社に対し届出べき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った

場合。

- (2) ETC 会員に、指定カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。
- (3) ETC 会員が本規定または会員規約に違反した場合。
- (4) ETC 会員の本カードまたは指定カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
- (5) 当社が ETC 会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。

4. ETC 本会員は、前三項による解約または解除の後に ETC 会員が本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

第 8 条 (利用方法)

1. ETC 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。
2. ETC 会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定の ETC マークのある料金所（以下「料金所」といいます。）において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

第 9 条 (利用料金決済)

1. 本カードのご利用代金の支払方法は、1 回払いとします。なお、指定カードがリボルビング払い専用カードサービスの場合は、その支払方法に準じます。
2. ETC 本会員は、本カードご利用代金を、指定カードのご利用代金と合算して、指定カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に定めるご利用明細書と別に、本カードのご利用代金のみを記載したご利用明細書が発行されることはありません。
3. 当社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、ETC 会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を ETC 会員から徴収することがあります。

第 10 条 (再発行)

1. 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC 本会員は当社所定の手数料を支払うものとします。
2. 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わないものとします。

第 11 条 (本カードの利用・貸与の停止など)

1. ETC 会員が、本規定ならびに会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合、当社は、ETC 会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用・貸与等の停止、返却など会員規約の会員資格の喪失に関する条項等に定める措置をとることができるものとし

ます。
2. 第 1 項に定める本カードの利用停止の措置または第 7 条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決 しくは損害を賠償する等の責任を当社に故意または重大な過失がある場合を除き負わないものとし、ETC 会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC 会員が被った損失、損害についての責任も当社は故意または重大な過失がある場合を除き負わないものとします。

第 12 条（本カードの紛失、盗難および損害の補てん）

1. ETC 会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、ただちに電話等により当社へ連絡のうえ所轄の警察に届け、かつ当社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの紛失、盗難の場合の支払いの責任は、会員規約のカード紛失、盗難に関する条項によるものとします。

2. 本カードを車内に放置していた場合、紛失、盗難について ETC 会員に重大な過失があったものとみなします。

第 13 条（当社の免責）

1. 当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を当社に故意または重大な過失がある場合を除き負わないものとします。

2. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わないものとします。

第 14 条（規定の改定）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。

(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 15 条（利用規程の遵守）

1. ETC 会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程、ETC システム利用規程実施細則ならびに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

第 16 条（準用規定）

本規定に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

第 17 条（個人情報取扱いに関する同意事項）

1. ETC 会員は、以下に定める ETC 会員の情報を、以下に定める目的で当社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることを同意するものとします。

(1) 第 9 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、当社が道路事業者に対し ETC 会員の氏名、住所および電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を提供すること。

(2024年3月18日改定)

ETC マイレージサービス特約

第 1 条（総則および定義）

1. 本特約は、当社所定の ETC カード利用規定（以下「利用規定」といいます。）に定める ETC 会員のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社および本州四国連絡高速道路株式会社（但し、マイレージサービスの運営主体が変更された場合には当該変更後の全ての運営主体を指すものとし、以下「道路事業者等」といいます。）所定の ETC マイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」といいます。）に定めるマイレージ登録者（以下「マイレージ登録者」といいます。）に適用されます。但し、本特約に定めのない事項については、利用規定およびマイレージ規約の各条項に従うものとします。また、本特約で使用する用語の意味は、本特約において特に指定のない限り、利用規定およびマイレージ規約において定義した内容に従うものとします。
2. 「マイレージサービス」とは、マイレージ規約にもとづき道路事業者等がマイレージ登録者に提供するサービス全般をいいます。
3. 「カード決済額」とは、マイレージ登録者が通行料金の支払いに本カードを利用した場合における当該通行料金が、還元額と当該マイレージ登録者に係る前払金の申込単位に応じた利用可能金額分の合計額を超過した場合における、当該超過額をいうものとします。
4. 「ETC 利用契約」とは、利用規定を内容とする当社とマイレージ登録者との間の契約をいいます。
5. 「本カード」とは、利用規定にもとづきマイレージ登録者に貸与されている ETC カードをいいます。

第 2 条（本カードの利用）

1. 当社は、道路事業者等が当社に対しカード決済額として通知した金額（以下「通知金額」といいます。）について、マイレージ登録者が利用規定第 8 条に規定する方法により本カードを利用し、利用規定第 9 条にもとづく方法により決済する意思を有していたものとみなして、マイレージ登録者に対する請求を行います。
2. 道路事業者等の責めに帰すべき事由により還元額の引き去りが行われなかった等マイレージサービスに係わる事由により通知金額が実際のカード決済額を超過することとなった場合であっても、マイレージ登録者は、これを理由に、当社に対し通知金額の支払を拒絶することはできないものとします。

第 3 条（ポイントおよび還元額の消滅）ETC 利用契約が解約または解除された場合その他事由の如何を問わず本カードが失効した場合には、当該失効した本カード（以下「失効カード」といいます。）では、当該失効時に蓄積または付与されていたポイントおよび還元額（以下「残存ポイント等」といいます。）を還元額その他の特典に交換しまたは通行料金の支払に利用することはできません。但し、マイレージ規約にもとづくマイレージ登録が維持されており、かつ道路事業者等所定の手続きにより登録カードを失効カードから本カードとは別の ETC カードに変更する手続きが完了した場合には、当該別の ETC カードに残存ポイント等を引き継ぐことができます。

第 4 条 (ポイントおよび還元額の引継ぎ)

1. 利用規定にもとづき本カードを再発行した場合その他事由の如何を問わずマイレージ登録者に貸与されている本カードに係る会員番号が変更となった場合、当該マイレージ登録者において、道路事業者等所定の手続きにより、登録カードを変更前の会員番号に係る本カード（以下「旧カード」といいます。）から当該変更後の会員番号に係る本カード（以下「新カード」といいます。）に変更する手続きを行わない限り、旧カードの利用にもとづくポイントおよび還元額は、新カードに引き継がれません。
2. 前項の場合において、マイレージ登録者が、登録カードを旧カードから新カードに変更する手続きを完了する前に、新カードを通行料金の支払いに利用した場合には、当該利用に係るポイントの蓄積は行われず、また当該利用に係る通行料金からの還元額の引き去りも行われぬものとします。

第 5 条 (免責事項)

1. マイレージ登録者が通行料金の支払いに本カードを利用した場合における、当該通行料金からの還元額の引き去りの可否および引き去りを行う額その他マイレージサービスの管理および運用に関しては、道路事業者等の責任において行われるものとし、当社はこれについて一切の責任を負わないものとします。
2. マイレージ登録者が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合において、当該本カードによりマイレージサービスが利用されたことによってマイレージ登録者に発生した損失については当該マイレージ登録者の負担とし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 6 条 (本特約の改定)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2021 年 6 月 25 日改定)